

●香川県選挙管理委員会告示第37号

平成26年8月31日執行予定の香川県知事選挙に係る選挙人名簿の登録について、被登録資格の決定の基準となる日、登録の日及び縦覧期間を公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第2項及び第23条第1項の規定により、次のとおり定める。

平成26年7月4日

香川県選挙管理委員会委員長 白 井 敏 雅

- 1 被登録資格の決定の基準となる日  
平成26年8月13日（ただし、年齢については、平成26年8月31日で算定する。）
- 2 登録の日  
平成26年8月13日
- 3 縦覧期間  
平成26年8月14日